

【エ】 病弱に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項
	全ての科目において配慮する事項（例）
慢性の呼吸器疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・ 杖の持参使用 注1 ・ 試験室入口までの付添者の同伴 ・ 試験場への乗用車での入構 ・ 別室の設定 注2 ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定

【オ】 発達障害に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項
	全ての科目において配慮する事項（例）
自閉症，アスペルガー症候群，広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験時間の延長（1.3倍） ・ チェック解答 注3 ・ 拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付（一般問題冊子も配付） 注4 ・ 拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付（一般問題冊子も配付） 注5 ・ 注意事項等の文書による伝達 注6 ・ 別室の設定 注2 ・ 試験室入口までの付添者の同伴

【カ】 その他の配慮事項（【ア】～【オ】の区分以外の者）

対象となる者	配慮する事項
	全ての科目において配慮する事項（例）
【ア】～【オ】の区分以外の者で配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・ 別室の設定 注2

注1 杖の持参使用のみを希望する者は，申請は必要ですが，医師の診断書は必要ありません。

注2 別室については，受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）によって，別室を許可された他の受験者と同室になります。なお，特に個室（試験室に受験者1名）を希望する場合は，必要とする理由を「状況報告書（別室の設定）」に記入してください。

注3 チェック解答とは，チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。（→20・21ページ）
なお，数学及び理科においては，下書き用紙を配付します。

注4 拡大文字問題冊子（14ポイント）は，一般問題冊子と比べて，文字の拡大率が1.4倍（14ポイントのゴシック体），面積倍率が2倍となっています。（→22・23ページ）

注5 拡大文字問題冊子（22ポイント）は，一般問題冊子と比べて，文字の拡大率が2.2倍（22ポイントのゴシック体）となっています。（→22・23ページ）なお，試験室は別室となります。

また，拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する者は，**受験科目を，受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。**申請した受験科目については，「受験科目通知・確認書」により通知しますので，必ず受験科目を確認してください。（→27ページ）

(審査の上許可される事項)		必要な提出書類
	リスニングにおいて配慮する事項 (例)	
	注 7	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書 (→37 ページ) ・診断書 (病弱関係・その他) (→47 ページ) 注 1・2 ※別室での受験を希望する場合 状況報告書 (別室の設定) (→57 ページ)も併せて提出

(審査の上許可される事項)		必要な提出書類
	リスニングにおいて配慮する事項 (例)	
	試験時間	音声聴取の方法
右のどちらか一方を選択 注 8	1.3 倍に延長 (連続方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長 (1.3 倍) を希望する者 CD プレーヤー (監督者が操作) にヘッドホンを接続 注 9
	1.3 倍に延長 (音止め方式)	
延長なし		<ul style="list-style-type: none"> ・チェック解答を希望する者 IC プレーヤー (監督者が操作を補助) にヘッドホンを接続 注 9 ・上記以外の者 IC プレーヤーにイヤホンを接続 注 7
		<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書 (→37 ページ) ・診断書 (発達障害関係) (→49 ページ) ・状況報告書 (発達障害関係) (→59 ページ)

(審査の上許可される事項)		必要な提出書類
	リスニングにおいて配慮する事項 (例)	
<ul style="list-style-type: none"> ・途中退室を必要とするため、音声を一時停止することを希望する者 音声聴取の方法：CDプレーヤーにイヤホンを接続 注 7 試験室：リスニングのみ別室 ※ 途中退室する場合は、その都度監督者が再生を止めますが、途中退室した時間の延長は認めません。		<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書 (→37 ページ) ・診断書 (病弱関係・その他) (→47 ページ) 注 1・2 ※別室での受験を希望する場合 状況報告書 (別室の設定) (→57 ページ)も併せて提出

注 6 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

注 7 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する場合は、別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要があります。詳しくは、受験案内 44 ページを参照してください。

なお、この措置は、受験上の配慮申請書では申請できません。

また、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する場合は、受験上の配慮で別途同じ配慮を申請する必要はありません。

注 8 申請後は、延長方式の変更はできません。(→16・17 ページ)

注 9 ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

補注 タオル (サイズは問わない) 又は座布団等の持参使用のみを希望する者については、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内 15 ページを参照してください。